

令和2年第4回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和2年4月10日（金） 午前9時30分～午前11時00分

場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：10名）

1番：井川 輝征 2番：尾上 春樹 3番：宮本 和市

5番：谷口 孝一 6番：塚本 壽 7番：草野 義雄

8番：田口 昭広 9番：寺本 眞理子 10番：阪口 修一

11番：片山 幸弘

（欠席：1名）

4番：藤井 雅史

○農地利用最適化推進委員

（出席：15名）

1番：本郷 昭博 2番：牧 正徳 3番：中川 光春

4番：矢野 解光 5番：田口 宗一 6番：下崎 省一

7番：宮島 正文 8番：坂口 恵美子 9番：道園 浩二

10番：小崎 良一 11番：木川 保 12番：一川 清

13番：野田 和夫 14番：淵上 米作 15番：山田 和治

○農業委員会事務局：4名

事務局長：佐竹 貴幸 事務局次長：才保 親哉

係 長：川田 康幸 主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1 承認第 1号 職員を任免することの承認について

日程第2 報告第 8号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について

日程第3 報告第 9号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第4 報告第10号 農地形状変更届出書について

日程第5 報告第11号 農地法施行規則第53条の規定による届出について

日程第6 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第7 議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請書審議について

日程第8 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第9 議案第15号 農用地利用集積計画の審議について

日程第10 議案第16号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について（非農地判断）

発言者	要 旨
片山会長	<p>皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>毎日、新型コロナウイルスの話題が出ておりますけれども、私も農業関係のことが心配で、農産物の供給等の問題は今のところ出ていない状況ですが、花の相場が過去5年間で最安値になっているということで、特にイベントがほとんど中止になったために困っているとのことでした。皆さんも今後、コロナに対して、自分の健康管理を行い、農作業に励んでいただきたいと思います。</p> <p>それでは只今より、令和2年第4回芦北町農業委員会総会を開会いたします。よろしく申し上げます。</p> <p>まず、4番「藤井」委員から、欠席報告があっております。</p> <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は7番「草野義雄」委員、8番「田口昭広」委員に指名します。</p> <p>議事に入る前に、先日、配布済みの議案書に議案番号等の訂正がありましたので、座席に配布してある議案書の本総会に提出しますので、議案書の差し替えをお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>承認第1号「職員を任免することの承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>承認第1号、職員を任免することの承認について。</p> <p>芦北町農業委員会規則第3条第1項第6号の規定により、下記のとおり職員を任免したので、同規則第7条第2項の規定に基づき、承認を求めるものです。</p> <p>福田貴司、芦北町農業委員会事務局長を免ずる。</p> <p>佐竹貴幸、芦北町農業委員会事務局長を命ずる。</p> <p>以上、令和2年4月1日付けです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>承認第1号につきまして、質疑ありませんか。</p>

	<p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。</p> <p>承認第1号「職員を任免することの承認について」異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、承認第1号については、原案のとおり決定しました。 それでは、職員の任命が承認されましたので、「佐竹局長」にあいさつをお願いします。</p> <p>(佐竹局長あいさつ…)</p> <p>皆様よろしく申し上げます。</p> <p>次に、報告第8号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の2ページをお願いします。</p> <p>報告第8号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について。 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので、報告するものです。</p> <p>賃貸借権設定の部1番、配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名は記載のとおりです。</p> <p>耕作する作物は水稲で、設定期間は新規設定の4年と1か月です。 賃借料は備考欄のとおりです。</p> <p>本案件ですが、元々の賃借人が耕作困難となったため、熊本県農業公社と合意解約し、新たに記載してある賃借人へ配分するものです。</p> <p>2番、配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作物は水稲で、設定期間は新規設定の10年間です。 賃借料は備考欄のとおりです。</p> <p>本案件は、2月の総会で審議しました案件で、熊本県農業公社が借り受けた農地が配分された案件です。</p> <p>3番、配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作物は水稲で、設定期間は再設定の5年間です。 賃借料は備考欄のとおりです。</p> <p>本案件は、賃貸人と熊本県農業公社の賃貸借契約は10年ですが、農業公社と賃借人の契約は5年間でしたので、5年間の契約が終了したため、再設定になります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第8号につきましては、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第8号につきましてはこれで終わります。</p> <p>次に、報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>報告第9号、農地法第18条第6項の規定による通知について。</p> <p>農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知されたので、報告するものです。</p> <p>これは、賃貸借権設定の合意解約になります。</p> <p>1番、土地の詳細、賃貸人・借借人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>事由は合意による解約です。解約後の耕作者は決まっており、本日の議案第15号の利用権設定の審議に提出されています。</p> <p>2番、土地の詳細、賃貸人・借借人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>事由は合意による解約です。これは、報告第8号の1番で説明しました、農業公社と借借人の合意解約になります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第9号につきまして、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第9号につきましてはこれで終わります。</p> <p>次に、報告第10号「農地形状変更届出書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の4ページをお願いします。</p> <p>報告第10号、農地形状変更届出書について。</p> <p>農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>造成の理由は、水田として利用が困難なため、客土を行い、野菜等を栽培する。</p> <p>工事期間、盛土高は備考欄のとおりです。</p> <p>ピンク色総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p>

	<p>申請地は、平生地区の農地で「芦北農村公園」の南西側、約480mの位置で、申請者が令和元年6月に取得した農地になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は用水が無く、水田としては利用が困難であると感じました。</p> <p>また、届出書には盛土高1.5m程度とありましたが、隣接町道の高さ程度に客土し、野菜等を作付けするということでした。</p> <p>申請地の周囲に影響が無いよう、整備をお願いしてきました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>担当地区の「道園」推進委員からお願いします。</p>
道園推進委員	<p>4月8日に事務局と一緒に現地を見ました。土地が少しでこぼこしており、水田としての利用は難しいだろうと思いましたが、客土をして畑にすれば、立派な野菜等もできると感じましたので、よろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>報告第10号につきまして、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第10号につきましてはこれで終わります。</p> <p>次に、報告第11号「農地法施行規則第53条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の5ページをお願いします。</p> <p>報告第11号、農地法施行規則第53条の規定による届出について。</p> <p>農地法施行規則第53条第1項の規定による届出が、下記のとおり提出されましたので、報告するものです。</p> <p>賃貸借権設定の部1番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>転用目的は、携帯電話無線基地局です。</p> <p>ピンク色総会資料の2ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地と書いてある黒丸の場所が「内ノ木場集落」になります。</p> <p>ピンク色総会資料の3ページに、位置図の詳細を載せております。</p> <p>申請地は「内ノ木場集落」の入り口付近で、「内ノ木場公民館」の南側、約130mの場所になります。</p>

	<p>現地確認ですが、申請地は何も作付けされておらず、携帯電話無線基地局を整備しても、周囲農地には影響がないと感じました。なお、無線基地局の高さは約15mです。</p> <p>議案書に戻ります。</p> <p>2番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。転用目的は、携帯電話無線基地局です。</p> <p>ピンク色総会資料の4ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は「寺川地区」の九州新幹線沿いの農地で、「(株)レヴアル」の北側、約280mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地の一部に野菜が作付けされていましたが、農地の端に整備するということで影響はないと感じました。なお、無線基地局の高さは19mです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>賃貸借権設定の部1番の案件を「7番の草野」委員をお願いします。</p>
草野委員	<p>先日、山田推進委員、事務局と現地を確認しました。場所的にも周辺農地への影響も無いと思われまますので、よろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>続きまして、担当地区の「山田」推進委員からお願いします。</p>
山田推進委員	<p>草野委員から説明のあったとおりで、何ら問題ないと思えますので、よろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>続きまして、2番の案件を担当地区の「道園」推進委員からお願いします。</p>
道園推進委員	<p>事務局と現地を確認しました。場所的には問題なく、携帯電話等の基地ということで、便利になるのではないかと思います。また、地図にありますように、九州新幹線の真下になりますので、現地確認当日も話のあった、JRとの話の件はだったかなと思ひまして。他は問題ありません。よろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>JRの件について、事務局よりどうぞ。</p>
川田係長	<p>現地確認の後に、事務局から申請者へ確認をとりましたところ、JRとは協議済みとの回答をいただきました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>報告第11号につきまして、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

	<p>質疑なしということですので、報告第11号につきましてはこれで終わります。</p> <p>次に、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の6ページをお願いします。</p> <p>議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請書審議が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>譲渡人事由ですが、労力不足で耕作管理が困難なため、売り渡す。</p> <p>譲受人事由ですが、相手方の要望により買い受け、耕作管理する。となっています。</p> <p>ピンク色総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は「小田浦阿蘇神社」の東側、約300mの申請地①とその南側②の場所で、基盤整備済の農地になります。</p> <p>現地確認では、申請地①については、何も作物は作付けされておりませんでしたが、草刈り等の管理は適正に行われていました。買い受け後は、土地の状況が悪いため、客土を行い、野菜等を作付けするか、又は農地の整備を行い、水稻を作付けするか、どちらかを計画しているところだそうです。</p> <p>申請地②については、水稻の作付けを行っており、適正に管理されていました。</p> <p>黄色調査書の1ページをお願いします。</p> <p>契約の種類は売買になります。申請理由ですが、譲渡人は町外に居住しており、耕作管理が困難で、申請地②については譲受人と賃貸借契約を設定し、管理してもらっていたが、今回、売買契約が成立したため、申請地全部を買い受けるものです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。</p> <p>判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>議案書に戻ります。</p> <p>2番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>譲渡人事由ですが、労力不足で耕作管理が困難なため、売り渡す。</p> <p>譲受人事由ですが、相手方の要望により買い受け、耕作管理する。となっています。</p> <p>ピンク色総会資料の6ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は「上白木バス停」の北側の場所になります。</p>

	<p>現地確認では、申請地①については、耕作放棄地状態でしたが、買い受け後は、野菜を作付けするということでした。申請地②～⑤については、水稻及び柿が作付けしており、適正に管理されていました。</p> <p>黄色調査書の2ページをお願いします。</p> <p>契約の種類は売買、申請理由ですが、譲渡人は労力不足で耕作管理が困難なため、申請地②と④については、譲受人と賃貸借契約の設定を行い、管理してもらっており、今回、譲受人と売買契約が成立したため、申請地全部の①～⑤を買い受けるものです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。</p> <p>判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>議案書に戻ります。</p> <p>3番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。譲渡人事由ですが、労力不足で耕作管理が困難なため、無償で譲り渡す。</p> <p>譲受人事由ですが、相手方の要望により譲り受け、耕作管理する。となっています。</p> <p>ピンク色総会資料の7ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は「國見の葛俣公民館」南側、約1.1kmの場所で譲渡人及び譲受人の自宅近くになります。</p> <p>現地確認では、何も作付けされていませんでしたが、草刈り等の管理はされていました。</p> <p>買い受け後も引き続き、草刈り等を行い、適正に管理するということでした。</p> <p>黄色調査書の3ページをお願いします。</p> <p>契約の種類は贈与になります。申請理由ですが、譲渡人は労力不足で耕作管理が困難なため、譲受人へ管理を任せていたが、今回、無償譲渡の契約が成立したため、申請するものです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。</p> <p>判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を「10番の阪口」委員にお願いします。</p>
阪口委員	<p>4月8日に現地調査を行いまして、先ほど事務局の説明どおりでございます。よろ</p>

	しくお願いします。
片山会長	続きまして、担当地区の「中川」推進委員からお願いします。
中川推進委員	事務局の説明のとおりでございます。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。
片山会長	続きまして、2番の案件を「3番の宮本」委員にお願いします。
宮本委員	事務局の説明どおりでございます。耕作放棄地も含まれておりますので、適正に管理されると思います。よろしくお願いいたします。
片山会長	続きまして、担当地区の「木川」推進委員からお願いします。
木川推進委員	事務局の言われるとおりだと思いますので、よろしくお願いいたします。
片山会長	続きまして、3番の案件を「2番の尾上」委員にお願いします。
尾上委員	4月8日に事務局と一緒に現地を確認しましたがけれども、説明どおりでございます。よろしくお願いいたします。
片山会長	続きまして、担当地区の「野田」推進委員からお願いします。
野田推進委員	この件につきましては、尾上委員、事務局の言われるとおりです。よろしくお願いいたします。
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第12号につきまして、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>所有権移転の部1番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>3番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、3番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請書の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の7ページをお願いします。</p> <p>議案第13号、農地法第4条の規定による許可申請書審議について。</p>

農地法第4条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。

1番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は農業用倉庫です。

ピンク色総会資料の8ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は「米田地区の百木農村公園」の西側、約180mの場所で、申請者所有の牛舎の隣になります。

現地確認ですが、申請地は周囲の農地と高低差があり、倉庫を建築しても周囲に影響はないと感じました。

ピンク色総会資料の9ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。事業計画は記載のとおりです。

排水は雨水のみで、周囲に排水路を整備し、排水する計画です。

ピンク色総会資料10ページをお願いします。農地区分図ですが、申請地は農振農用地区域内の農業用施設用地に該当します。斜線部分が農振農用地区域内の農用地になります。申請地は農業用倉庫を建設するという事で、前もって農振農用地区域の農地から農業用施設用地に用途変更を行っております。

続きまして、黄色調査書の4ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は先ほど説明したとおり、農振農用地区域内の農業用施設用地に該当します。

農振農用地区域内の農地は、普段ならば農振農用地区域から除外を行った上で、転用の手続きとなりますが、今回は転用目的が農業用施設用地であるため、農振農用地区域から除外せず、用途変更を行った後の転用になります。転用目的が農業用施設でない場合は、除外の手続きを行った後でしか転用できません。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請者は、畜産業を営んでおり、繁殖牛約70頭、肥育牛約200頭を保有しているが、ワラ、牧草等を保管するための倉庫が不足するため、農業用倉庫を新築する計画です。」

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われれます。

以上で説明を終わります。

片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1 番の案件を「5 番の谷口」委員にお願いします。</p>
谷口委員	<p>事務局から説明のありましたとおり、畜産をされており、倉庫を建てるということでございます。ここは、この農地区分図の黒塗りの部分と隣の斜線部分が高台になっておりまして、他の農地とは独立した形になります。また、左側に町道がありますが、その隣は杉山になっており、40～50年経った杉になりますので、西日が当たらずに農地としては、少し落ちるところになります。今回、倉庫を建てたいということありますので、有効に利用できるのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>続きまして、担当地区の「坂口」推進委員からお願いします。</p>
坂口推進委員	<p>谷口委員が説明されましたように、非常に安定した農業経営、後継者がいらっやいますので、よろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第13号につきまして、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第13号につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、議案第13号につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の8ページをお願いします。</p> <p>議案第14号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名は記載のとおりです。</p> <p>転用目的は廃土置場です。なお、本案件は追認案件で始末書が添付されております。</p> <p>ピンク色総会資料の11ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、「町道白木・松生線」の中央付近の場所で、長谷溜池の北側になります。</p>

現地確認では、既に土捨て場として利用されていました。また、周囲は山林で囲まれており、周囲に農地は無いため、影響はないと感じました。

土砂崩壊を防ぐために、大型の土のう等で対策を計画しているということを確認しております。

ピンク色総会資料の12ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。排水は雨水のみで自然透水になります。

ピンク色総会資料13ページをお願いします。農地区分図ですが、農地の広がり申請地のみ9,534㎡になり、第2種農地（その他の農地）に該当します。

黄色調査書の5ページをお願いします。

●契約の種類は売買です。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、建設業を営んでいます、業務により発生する砂利などの廃土置場が無いため、今回、廃土置場として利用するものです。

なお、本申請は、譲渡人の夫が経営する会社が、以前から土捨て場として利用していましたが、登記地目が農地であったため、今回の申請となりました。始末書については、譲渡人及び譲受人の連名で提出されています。

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は個人住宅です。

ピンク色総会資料の14ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「田浦小学校」の南側、約120mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は町道沿いに位置しており、小学校及び中学校も近く、宅地としては非常に良い場所であると感じました。

申請地の南側に農地は存在していますが、日照・通風等にも影響がないと思われる

ため、転用しても問題ないと感じました。なお、申請地南側の農地は耕作放棄地で何も作付けはしてありませんでした。

ピンク色総会資料の15ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。

事業計画は記載のとおりとなります。排水は合併浄化槽を通して、申請地西側（事業計画図では左側）にある既存の排水路へ排水する計画です。

ピンク色総会資料の16ページをお願いします。農地区分図になりますが、農地の広がりには斜線部分の約21.4haです。第1種農地に該当します。

黄色調査書の6ページをお願いします。

●契約の種類は贈与です。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上の規模で、一団の農地区域内にあるため、第1種農地に該当します。第1種農地は原則、転用することができませんが、本案件は農地法の運用、集落接続に該当するため、例外的に転用が可能です。

ピンク色総会資料の14ページをもう一度お願いします。申請地ですが、位置図のとおり集落に接続しています。転用目的が個人住宅や駐車道等のこのような場合は、第1種農地に該当しますが、転用可能となります。

黄色調査書の6ページに戻ります。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は現在、町営住宅に住んでいますが、家族が増え、住居が狭くなったため、譲渡人である父から申請地を無償で譲り受け、住宅を新築する計画です。」

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

3番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は事務所及び農業用倉庫です。本案件も追認案件で始末書が添付されています。

ピンク色総会資料の17ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、女島「金ヶ渕バス停」から南西側、約120mの場所で申請者自宅の敷地内になります。

現地確認ですが、申請地は宅地の一画地として既に利用されていました。

申請地周辺は住宅が密集している場所であり、周囲に農地は無く、転用しても問題ないと感じました。

ピンク色総会資料の18ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。

事業計画は記載のとおりとなりまして、排水は合併浄化槽を通して、側溝へ排水するという事です。

ピンク色総会資料19ページをお願いします。農地区分図を載せておりますが、農地の広がり、申請地のみの501㎡です。

黄色調査書の7ページをお願いします。

●契約の種類は贈与になります。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請者は、建設業を営んでいますが、約30年以上前に自宅を建築した際、建設事務所及び農業用倉庫も同時に建築して利用していましたが、事務所及び倉庫については、登記地目が農地であったため、今回、贈与の際に申請するものです。」

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等は既に施工済みであり、問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請書は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。9ページをお願いします。

使用貸借権設定の部1番、申請地の詳細、貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は個人住宅です。

ピンク色総会資料の20ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は古石の「石間伏集落」入り口付近で、石間伏1号橋の南東側、約100mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は町道沿いの場所で、周囲に農地はありますが、高低差が

	<p>あり、日照・通風等に影響はなく、転用しても問題ないと感じました。</p> <p>ピンク色総会資料の21ページをお願いします。</p> <p>配置図・排水計画図を載せています。</p> <p>事業計画は記載のとおりとなります。排水は合併浄化槽を通して、南側の河川へパイプを整備した上で、河川へ排水する計画です。</p> <p>ピンク色総会資料22ページをお願いします。農地区分図になりますが、農地の広がりには斜線部分の約1.5haになり、第2種農地（その他の農地）になります。</p> <p>黄色調査書の8ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●契約の種類は使用貸借契約です。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請者は現在、県外の社宅に居住していますが、社宅が廃止となり、転勤が多いことから、子どもの養育環境等を考慮し、貸人である妻の弟から申請地を無償で借り受け、住宅を新築する計画です。」代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われれます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を「3番の宮本」委員にお願いします。</p>
宮本委員	<p>ここは山林の中にあり、下の方に溜池がありましたので、ちゃんと土止めの対策をするということですので、問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>続きまして、担当地区の「木川」推進委員からお願いします。</p>
木川推進委員	<p>4月8日に事務局、宮本委員と現地を見に行き、溜池の少し上の方まで高さがあるため、もし大雨が降った場合、どのようにするか聞いたところ、土のうをするような返答でございましたので、問題ないと思います。</p>
片山会長	<p>2番の案件は私が担当地区ですので、私が説明します。</p> <p>事務局から説明のあったとおりでございます。よろしくをお願いします。</p>

	担当地区の「本郷」推進委員からお願いします。
本郷推進委員	事務局と片山会長が言われたとおりでございます。何ら問題ありませんでした。よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、3番の案件を担当地区の「道園」推進委員からお願いします。
道園推進委員	事務局と現地を見ました。事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、使用貸借権設定の部1番の案件を「1番の井川」委員にお願いします。
井川委員	先ほど、事務局から報告のあったとおりでございます。よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、担当地区の「宮島」推進委員からお願いします。
宮島推進委員	事務局と井川委員の言われたとおりでございます。周囲も排水も問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第14号につきまして、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>所有権移転の部1番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>3番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、3番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>使用貸借権設定の部1番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第15号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の10ページをお願いします。</p> <p>議案第15号、農用地利用集積計画の審議について。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記のとおり農用地利用集</p>

積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。

賃貸借権設定の部、1番から4番まで農地中間管理事業になりますので、まとめて説明します。

利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。

全て転貸で、設定期間も全て新規設定の10年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

議案書の11ページをお願いします。

5番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で、設定期間は新規設定の3年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

6番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で、設定期間は新規設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

7番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で、設定期間は新規設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

8番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で、設定期間は新規設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

9番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で、設定期間は新規設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

議案書の12ページをお願いします。

10番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は不知火・甘夏で、設定期間は新規設定の10年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

11番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で、設定期間は再設定の2年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

12番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は野菜で、設定期間は再設定の3年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

13番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は野菜で、設定期間は再設定の3年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

14番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で、設定期間は再設定の3年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

議案書の13ページをお願いします。

15番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作す

る作目は野菜で、設定期間は再設定の3年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

16番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で、設定期間は再設定の3年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

17番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で、設定期間は再設定の3年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

18番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で、設定期間は再設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

19番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で、設定期間は再設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

議案書の14ページをお願いします。

20番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は甘夏で、設定期間は再設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

21番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は野菜で、設定期間は再設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

22番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で、設定期間は再設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

23番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で、設定期間は再設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

24番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で、設定期間は再設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

議案書の15ページをお願いします。

25番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で、設定期間は再設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

26番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で、設定期間は再設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

27番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で、設定期間は再設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

使用貸借権設定の部1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は野菜で、設定期間は新規設定の5年間です。

2番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で、設定期間は再設定の3年間です。

	<p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第15号につきまして、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>賃貸借権設定の部1番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>3番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、3番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>4番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、4番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>5番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、5番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>6番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、6番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>7番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、7番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>8番につきましては、「宮島」委員が関係していますので、「宮島」委員に一時退席を求めます。</p> <p>(宮島委員、一時退席)</p> <p>それでは、お諮りします。</p> <p>8番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

	<p>異議なしということですので、8番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>「宮島」委員に入室をお願いします。</p> <p>(宮島委員、着席)</p> <p>9番につきましては、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、9番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>10番につきましては、異議ありませんか。</p> <p>…5番、谷口委員。</p>
谷口委員	<p>10番ですが、果樹を会社が借りるという状況になっておりますが、状況を詳しく説明していただき、他にも借りる予定があるのか、会社の状況を教えていただければと思います。</p>
片山会長	<p>事務局より説明いたします。</p>
川田係長	<p>説明いたします。</p> <p>賃借人である企業は、平成26年に初めて農地を借りて、不知火・甘夏を実際に作付けされています。定款も出ておりますが、現在の経営状況は不知火が1,500㎡の農地で、スイートスプリングが400㎡、甘夏を500㎡程度作付けしています。</p> <p>次に取得する農地では、不知火を2,256㎡、甘夏を568㎡作付けし、5年後から収穫をするということです。企業については、定款に農産物の生産・販売の項目が設けてあります。また、当者は本店を熊本市に置くと記載してありますが、実際は社長が農業をされながら、熊本市と芦北町を行き来されています。農業従事者の状況としては、取締役を含めて4人で、農業従事日数は延べ287日で営農計画を出されています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
谷口委員	<p>農業用としての規模的には小さいみたいですが、無農薬等の自然栽培の方ですか。</p>
片山会長	<p>地元の土地に詳しい、阪口委員からご意見をお願いします。</p>
阪口委員	<p>5年前に、賃借人が農地を借りる際に私が間に入りましたが、今回も私が間に入って、私は賃貸人・賃借人と知り合いです。栽培については、無農薬等ではありません。</p>
谷口委員	<p>わかりました。</p>
片山会長	<p>他にありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、10番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>11番につきましては、異議ありませんか。</p>

(異議なし)

異議なしということですので、11番につきましては、原案のとおり決定しました。
12番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、12番につきましては、原案のとおり決定しました。
13番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、13番につきましては、原案のとおり決定しました。
14番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、14番につきましては、原案のとおり決定しました。
15番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、15番につきましては、原案のとおり決定しました。
16番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、16番につきましては、原案のとおり決定しました。
17番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、17番につきましては、原案のとおり決定しました。
18番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、18番につきましては、原案のとおり決定しました。
19番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、19番につきましては、原案のとおり決定しました。
20番につきましては、「中川」推進委員が関係していますので、「中川」推進委員
に一時退席を求めます。

(中川推進委員、一時退席)

それでは、お諮りします。

20番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、20番につきましては、原案のとおり決定しました。
「中川」推進委員に入室をお願いします。

(中川推進委員、着席)

21番及び22番につきましては、どちらも「道園」推進委員が関係していますので、「道園」推進委員に一時退席を求めます。

(道園推進委員、一時退席)

それでは、お諮りします。

21番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、21番につきましては、原案のとおり決定しました。

22番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、22番につきましては、原案のとおり決定しました。

「道園」推進委員に入室をお願いします。

(道園推進委員、着席)

23番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、23番につきましては、原案のとおり決定しました。

24番につきましては、「尾上」委員が関係していますので、「尾上」委員に一時退席を求めます。

(尾上委員、一時退席)

それではお諮りします。

24番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、24番につきましては、原案のとおり決定しました。

「尾上」委員に入室をお願いします。

(尾上委員、着席)

25番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、25番につきましては、原案のとおり決定しました。

26番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、26番につきましては、原案のとおり決定しました。

27番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、27番につきましては、原案のとおり決定しました。

	<p>使用貸借権設定の部1番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第16号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>川田係長</p>	<p>議案書の16ページをお願いします。</p> <p>議案第16号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について。</p> <p>農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。</p> <p>1番、申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。</p> <p>現地確認の判断結果ですが、非農地と判断できると思われます。</p> <p>詳細については、別紙資料1「非農地判断 現地確認資料」により説明します。</p> <p>1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は「肥薩おれんじ鉄道の海浦トンネル」北側、入り口付近で赤く塗っている箇所になります。</p> <p>2ページに航空写真図を載せており、斜線のところは申請地になります。</p> <p>3ページをお願いします。現況写真を載せています。上側が遠景、下側が近景になります。</p> <p>写真のとおり、申請地は森林の様相を呈しています。</p> <p>4ページに現地確認の結果を記載しています。</p> <p>現地確認の調査結果ですが、雑木等が生い茂り、山林化しており、農地への復元が困難であると思われます。</p> <p>よって、非農地判断の判断基準により、非農地との判断が妥当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>片山会長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を「10番の阪口」委員にお願いします。</p>

阪口委員	<p>現地は、肥薩おれんじ鉄道と旧国道の間に挟まれており、道も無い所です。昔はモノレールで旧国道の方に歩いておられたと思いますが、今は雑木が生い茂って、とても農地にはならないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>続きまして、担当地区の「中川」推進委員からお願いします。</p>
中川推進委員	<p>事務局と阪口委員の説明のとおりでございます。農地としての回復は難しいかなと思います。よろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第16号につきまして、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第16号につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、議案第16号につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>これで、本日の農業委員会総会を閉会します。</p> <p>それでは引き続き、その他の連絡事項に入ります。</p>